

令和5年度 有明中学校部活動規約

玉名市立有明中学校

第1条 目的

有明中学校の体育・文化面についての一層の向上発展を図り、心身共にたくましく健やかな生徒の育成することを目的とする。

第2条 組織・運営

- (1) 部の設置及び廃止は、生徒の希望、指導者の要望、施設の状況等を勘案し、年度当初に決定する。
- (2) 各部は、入部を希望する生徒をもって編成する。
- (3) 各部に顧問をおく。顧問が必要と認めた場合、外部指導者をおくことができる。
- (4) 部活動主任をおき、部活動全般の企画・立案にあたる。
- (5) 各部は、年度初めに年間活動計画を作成し、校長の承認を受ける。
- (6) 本年度は、原則として次の各部をおく。
○野球部 ○女子バスケットボール部 ○陸上部 ○男子バレーボール部
○女子バレーボール部 ○男女ソフトテニス部 ○剣道部 ○サッカー部
○女子バドミントン部 ○吹奏楽

第3条 協議機関

- (1) 部活動運営委員会をおく。運営委員は校長・教頭・部活動主任・顧問をもってあてる。
- (2) 運営委員会は、部活動の管理、運営、指導の全般について協議する。
- (3) 運営委員会で協議したことは、職員会議で決定する。

第4条 指導者

- (1) 各部の指導者には、本校職員があたるのを基本とする。
- (2) 必要により本校職員外の外部指導者をおくことができる。この場合は、顧問が推薦し運営委員会の承認を受け、校長が委嘱する。
- (3) 本校職員外の外部指導者は、本校部活動規約を遵守し、顧問の活動方針に従い、その支持を受けて活動にあたるものとする。
※あくまでも部活動の運営・指導の中心は、学校であり顧問である。
- (4) 外部指導者の任期は、1年とする。(4/1～3/31)

第5条 入部に関する事

- (1) 入部者は次の事項を行うこと。
○入部願い及び保護者の同意書を提出する。
○個人使用の用具類は、個人負担とする。
○スポーツ災害保険等に加入する。 ※各部が必要に応じて加入。

第6条 練習時間 ※完全下校終了時間なので厳守する。

- A：午後6時40分下校完了 5、6、7、8月
B：午後6時10分下校完了 2、3、4、9月
C：午後5時40分下校完了 10、11、12、1月
◎練習終了後は指定された通学路を通り、寄り道せずに帰宅する。
◎できるだけ、集団で下校する。

<申し合わせ事項>

※玉名荒尾中学校体育連盟の申し合わせ事項に準ずる。

- 毎月第一日曜日は休養日とする。
- 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。
週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- 定期試験前後の一定期間等、学校全体で定められた共通の休養日又は活動時間の制限については、その意義を踏まえ、確実に実施する。

○ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

- ①活動は、週5日以内とする。（平日に1日、土日のどちらかを1日休み）
- ②各部、月初めに計画表を提出する。
- ③長期休業中（夏季・冬季・春季）は、別途計画で実施するが、終了時刻は守る。
- ④4月及び9～3月（B・C）に実施される大会前に限り、練習時間を最大限1時間まで延長することができる。但し、中体連主催又は共催の大会であること。
- ⑤練習時間を延長する場合は、校長の承諾を受け、さらに保護者に連絡を取り連携を図る。
- ⑥原則として、定期考査5日前からテスト終了前日まで練習を中止する。
- ⑦朝の練習については、7時30分からとする。また、週4日以内とする。
- ⑧毎月第1日曜日は「家庭の日」とし、休日とする。但し、大会が入ってきた場合は校長の承諾を得て、次週の土日どちらかに必ず休日を設ける。
- ⑨練習試合の範囲については原則として、県域内とし、生徒の発育発達からみて月3回以内とする。

第7条 対外試合

- (1) 対外試合等は、校長の許可承認を受ける。（対外試合許可願いを提出する。）
- (2) 定期テスト期間中の大会参加は、原則として中体連主催及び共催とする。
※熊本県教育委員会部活動指針、玉名教育委員会部活動指針及び玉名荒尾中学校体育連盟の申し合わせ事項に準ずる。

第8条 練習停止

部員の中に、校則違反や部員としての名誉を傷つける言動・行動等生徒指導上の問題が有った時は、練習を停止させることができる。

第9条 転部・退部に関する事

- (1) 転部・退部は、本人保護者の届けにより顧問及び学級担任の承認があれば認める。
- (2) 転部・退部の場合は、必ず規定の届けを提出する。届けには、明確な理由と保護者の承認が必要である。

第10条 規約の改廃

この規約は、運営委員会の議を経て行い、校長の承認を受けるものとする。

※平成16年4月 規約改正事項

第2条(6) 新入部員が定員に満たない場合は、休部になることもある。

第9条(4) 追加

※平成19年4月 規約改正事項 第9条(5) 追加

※平成21年4月 規約改正事項

第6条 申し合わせ事項⑥ 「考査3日前」を「考査5日前」に改訂。

※平成22年4月 規約改正事項 第6条 練習時間 一部改正

※平成23年4月 規約改正事項

第6条 練習時間 申し合わせ事項 ⑦の追加

第7条 対外試合 (2)の追加

※平成24年4月 規約改正事項

第6条 練習時間 申し合わせ事項 ⑦の改訂

第9条 (4)の内容を削除し、(5)の内容を(4)に変更

平成24年度有明中学校部活動規約細則を新たに追加

平成25年4月 第6条 申し合わせ事項⑥の改訂

平成27年4月 第6条 申し合わせ事項⑧の追加

※平成28年4月 規約改正事項 第6条 練習時間 一部改正

※平成31年4月 規約改正事項 第9条 「転部・退部に関する事」に変更

※令和5年4月 規約改正事項 第6条 練習時間 一部改正

規約改正事項 第9条 転部・退部に関する事 一部改正

令和4年度 有明中学校部活動規約細則

1 休部及び部員募集の停止に関すること

(1) 休部については、以下の条件に当てはまる場合は休部とする。

① 夏季中体連以降、各種目の大会参加可能な人数に満たない場合。

② 一つの学年の部員数が0となった場合。

※ 新2年生と新入部員の総数が、大会参加最低人数に満たない場合は、休部もしくは廃部とする。但し、熊本県中体連が定める複数校合同部活動になる場合は校長の承認を得て、部の活動を継続する。

(2) 部員募集の停止については、以下の条件に当てはまる場合は、次年度の新入生の募集を停止する。

① (1)の休部状態が、2年連続した場合。

② 休部状態が3年続いた場合は、廃部とする。

※複数校合同チームの編成規定について

本来は、あくまでも単独でチーム編成ができないことの救済を目的とした制度であり、勝利至上主義を目的とした競技力強化のための合同は認めない。

* 編制のための条件

○ 玉名荒尾中体連の範囲内で行うこと。

○ 合同の対象となる部活動は、個人種目のない以下の部とする。但し、()内の人数を下回った場合のみを対象とする。

| | |
|--------------|-----------|
| バレーボール (6) | サッカー (11) |
| バスケットボール (5) | 野球 (9) |

○ 両校において、熊本県中体連に加盟した正式に部活動として位置づけられた部であり、それぞれに顧問が存在すること。

○ 両校の状況が以下の通りであること。

A : 満ちていない学校同士

B : 満ちている学校と満ちていない学校

C : 満ちていない学校へ、満ちている学校から補員協力する (レンタル制)

※ 以上の条件を満たした上で、玉名荒尾中体連に正式に登録・申請を行い、承認されること。